⑵　市町村分の「地域社会再生事業費」の段階補正に用いる率（附則第十九条の十四の三関係）

段階補正	
測定単位の数値が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超え250,000人までの数	0.75
250,000人を超え400,000人までの数	0.66
400,000人を超え1,000,000人までの数	0.52
1,000,000人を超える数	0.51
測定単位の数値が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.11
同上70,000人を超え80,000人までの数	0.13
同上80,000人を超え88,000人までの数	0.18
同上88,000人を超え92,000人までの数	0.15
同上92,000人を超え96,000人までの数	−0.45
同上96,000人を超える数	−1.67

附則別表第十三

⑴　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4913	0.2758
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9199	0.1900
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8921	−0.1019
同上0.40以上0.50未満のもの	3.0054	−0.5469
同上0.50以上0.60未満のもの	4.6727	−1.3804
同上0.60以上0.70未満のもの	6.5073	−2.4814
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8941	−2.7518
同上0.80以上のもの	7.1920	−2.9901

⑵　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7679	0.4855	0.4985	0.1337	0.3110	0.1337
同上0.10以上0.20未満のもの	0.8149	0.4808	0.6799	0.1155	0.5690	0.1079
同上0.20以上0.30未満のもの	1.1374	0.4163	0.9674	0.0580	0.8209	0.0574
同上0.30以上0.40未満のもの	1.5713	0.2861	1.4894	−0.0985	1.2784	−0.0797
同上0.40以上0.50未満のもの	2.8732	−0.2345	2.5098	−0.5066	2.1053	−0.4105

附則別表第十三

⑴　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率	等
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5330	0.2960
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9819	0.2063
同上0.30以上0.40未満のもの	2.0346	−0.1093
同上0.40以上0.50未満のもの	3.2385	−0.5909
同上0.50以上0.60未満のもの	5.0227	−1.4830
同上0.60以上0.70未満のもの	6.9943	−2.6660
同上0.70以上0.80未満のもの	7.4154	−2.9609
同上0.80以上のもの	7.7331	−3.2148

⑵　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7643	0.4814	0.5158	0.1375	0.3183	0.1375
同上0.10以上0.20未満のもの	0.8085	0.4769	0.6941	0.1197	0.5860	0.1108
同上0.20以上0.30未満のもの	1.1332	0.4120	0.9996	0.0586	0.8404	0.0598
同上0.30以上0.40未満のもの	1.5601	0.2840	1.5345	−0.1019	1.3179	−0.0834
同上0.40以上0.50未満のもの	2.8524	−0.2330	2.5788	−0.5195	2.1711	−0.4247